

## 代議員選任選挙細則

2015年5月27日制定  
2016年5月25日改定  
2017年6月7日改定  
2018年5月16日改定  
2021年6月2日改定

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会の代議員選任規程に基づき、代議員の選任選挙に関し必要な事項を定める。

### (選挙)

第2条 代議員選任規程第2条第1項(1)ならびに(2)にいう代議員は、正会員による選挙で選任する。

### (選挙区)

第3条 この選挙の選挙区は、この細則の別表に掲げるとおりとする。

### (定数)

第4条 代議員選任規程第4条に基づき、選挙管理委員会は、選挙が行われる年度当初の正会員数により選挙区毎の定数を決定し、公示しなければならない。

### (選挙の時期)

第5条 この選挙は、現任代議員の任期終了日の6ヶ月前までに実施しなければならない。

### (選挙管理)

第6条 この選挙は、代議員選任選挙管理委員会が管理し、別に定める選挙管理細則に従って行う。

### (選挙人の資格)

第7条 この選挙の選挙人は、選挙の行われる年の4月1日時点で正会員である者とする。但し、4月1日以後、投票までの間に正会員でなくなった者は選挙人の資格を有しない。

### (所属選挙区)

第8条 選挙人が所属する選挙区は、この法人の会員名簿に記載された選挙人の勤務機関所在地により定める。但し、勤務機関がない者については、連絡先の所在地による。

### (異動報告)

第9条 選挙人は、会員名簿の記載事項に変更があり、その届をなしていない時、選挙管理委員会が定める期間内に届け出た時に限り、その記載事項を変更することができる。

2 変更を届け出る選挙人は、内容を明記した所定の様式で届出なければならない。

### (被選挙人の資格)

第10条 この選挙の被選挙人は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 本細則第7条(選挙人の資格)を満たすこと
- (2) この法人の麻酔科専門医、麻酔科指導医、又は日本専門医機構認定麻酔科専門医であること
- (3) 任期が終了する年の3月31日に66歳以下であること

### (立候補)

第11条 代議員になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会が定め

る方法をもって提出しなければならない。

- (1) 立候補届
- (2) 推薦書
- (3) 履歴書

2 前項第2号に掲げる推薦書の推薦人は、立候補者と同一の支部に所属する選挙人2名とする。

#### (立候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者名簿を作成し、立候補者の履歴書の写しとともに選挙人に公示しなければならない。

#### (選挙方法)

第13条 この選挙は、選挙区及び代議員の区分ごとに単記無記名投票とする。

- 2 この選挙の選挙人は、医育機関及び病院代議員の両者を選任する権利を有する。
- 3 医育機関代議員及び病院代議員の選任選挙の投票期間は同一とする。

#### (投票用紙の管理)

第14条 事務長は、投票期間中に郵送された投票用紙または電子媒体による投票結果を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

#### (開票)

第15条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事の立ち会いのもとで選挙管理委員会委員が行い、事務長が補佐する。

- 2 開票中に発生した疑義は、監事が処理する。

#### (当選者)

第16条 この選挙の当選者は、選挙区及び代議員の区分ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

- 2 定数に達する順位の方が複数のときは、選挙管理委員会委員長が抽選で決定する。
- 3 立候補者が定数以下のときは、立候補者を無投票当選とする。

#### (結果の公示)

第17条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を得票数とともに、事務局長を経て、理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告をもとに選挙結果を公示しなければならない。

#### (選任)

第18条 代議員は、総会の承認により選任される。

#### (欠員の補充)

第19条 選挙区毎の代議員の欠員は、補充しない。但し、当該代議員総数が250名未満となったときは、欠員となっている選挙区について次点者を繰り上げ当選とする。

- 2 前項の但し書きの場合において、次点者がいないときは、本細則に基づき、当該選挙区で選挙を行う。
- 3 本条第1項及び第2項にいう欠員には、代議員となった以後に、選出選挙区を越えて勤務機関を異動する場合を含まない。

#### (細則の変更)

第20条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条3号に従ってなす。

(別 表) 代議員の選挙区

選挙区	所属都道府県
北海道・東北選挙区	北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
関東・甲信越選挙区	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 新潟県
東京選挙区	東京都
東海・北陸選挙区	静岡県, 愛知県, 岐阜県, 富山県, 石川県, 福井県, 三重県
関西選挙区	滋賀県, 京都府, 奈良県, 大阪府, 和歌山県, 兵庫県
中国・四国選挙区	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州選挙区	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

附 則

1. この細則は, 2015年5月27日から施行する.